

渋谷区長期基本計画検討委員会設置要綱

令和 7 年 1 2 月 2 日 制 定

(設置)

第 1 条 この要綱は、渋谷区長期基本計画の策定に当たり、広く専門家や関係団体等の意見を踏まえた検討を行うため、渋谷区長期基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は、20 人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区内関係団体を代表する者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、区長が認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、区長が委嘱又は任命をした日から渋谷区長期基本計画の策定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員のうちから互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。ただし、初回については区長が招集する。

- 2 委員会は、半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、経営企画部経営企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事務手続及び文書の様式については、経営企画部長が別に定める。

附 則（令和7年12月2日区長決裁）

この要綱は、令和7年12月2日から施行する。